

# マリア・ルス号事件をめぐる国際仲裁裁判

## ——日本初勝訴への道——

大阪大学法学部法学科 醍醐龍馬

### 目次

- 1、はじめに
  - 2、事件概要と先行研究
  - 3、仲裁国の決定と仲裁契約
  - 4、仲裁裁判の開始
  - 5、仲裁裁判の展開
  - 6、仲裁裁判の再燃
  - 7、仲裁裁判の帰結
  - 8、おわりに
- 附録 1
- 附録 2

## 1 はじめに

国際紛争を平和的に解決する手段の一つとして、本稿で取り上げる「国際仲裁裁判」がある。国際仲裁裁判と言えば、平成 12 年に日本がオーストラリアとニュージーランドに勝訴したいわゆる「マグロ裁判」が想起される。この「マグロ裁判」は、みなみまぐろ漁を巡り国際仲裁裁判に発展した国際紛争で、訴えられた日本が逆に勝訴を勝ち取ったという画期的事件であった<sup>1</sup>。これによって日本は本件を平和的かつ自国に有利に終焉させることができたため、国際仲裁裁判への関心が高まった<sup>2</sup>。

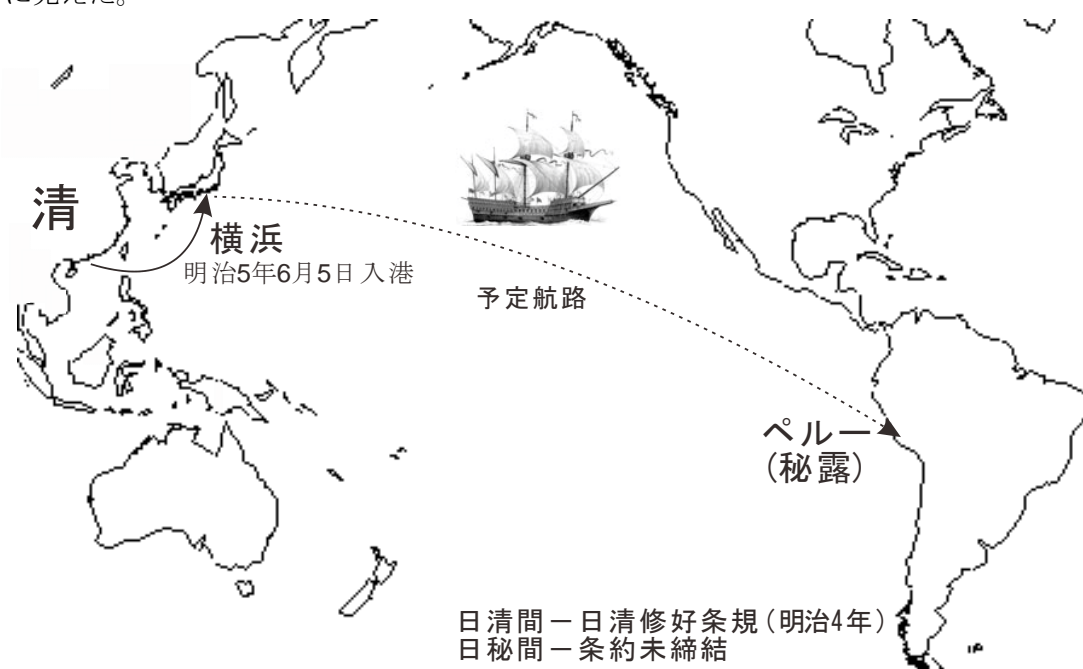
ところで、国際紛争を解決するために「戦争」を多用してきたと思われがちな近代日本も、実は「国際仲裁裁判」を利用していた。本稿で取り上げるマリア・ルス号事件は、明治初年にペルーとの間で発生した国際紛争で、日本初の国際仲裁裁判に発展し、かつ初勝訴に至った事件であり、「マグロ裁判」以前では唯一の勝訴事例でもある。以下では、まず事件概略とその歴史的意義、先行研究の状況を確認し、独自の視点を提示した上で日本初の国

際仲裁裁判がどのように展開されたかを検討していきたい。

## 2 事件概要と先行研究

明治5年6月5日、中国の澳門からペルーに向かっていたペルー船籍のマリア・ルス号が嵐で船体が損傷したため横浜港へ修理の為に入港した<sup>3</sup>。同船には清国人苦力 4231 名が乗船していた。そして、6月9日、船内で虐待を受けていた清国人の木慶が船外に脱出し、港内の英国軍艦アイアンデュークに救いを求めた。英国領事から通告を受けた神奈川県は木慶を引き取り、同船長ヘレイラを召還し、木慶を責めないことを条件にその身柄を引き渡したが、船長は約束に反して船内で同人を処罰した。そのため、イギリスはマリア・ルス号を「奴隷運搬船」と判断し、日本政府に対し清国人救助を要請した。

これを受けて当時の外務卿副島種臣は日本に管轄権がある事件として、花房義質<sup>5</sup>に事実調査をさせ、その後、神奈川県権令大江卓を裁判長として県庁に法廷を開かせた。同時に、マリア・ルス号に横浜港からの出航停止を命じ、清国人全員を下船させた。そして7月27日、苦力の虐待は不法行為であるから開放すべきとの判決が下る一方で、船長ヘレイラは情状が酌量され無罪となった。これに対して船長は、移民契約不履行の訴訟を起こした。しかし、日本政府は領事に臨席を求めることなく裁判を開き8月14日に契約無効の判決を下し、ヘレイラはマリア・ルス号を放棄して本国に帰還せざるを得なくなった。そして、日本政府は日清修好条規第九条に基づき苦力 230 名を清国側に引き渡し、事件は終結したかに見えた。



ところが、日本側の処置に反発したペルー政府は、特命全権公使オーレオ・ガルシア・イ・ガルシアを日本に派遣し、裁判の不法性を非難し謝罪と損害賠償を要求した。しかし決着はつかず、ロシア皇帝に仲裁裁判を依頼することになった。そして、日本側は榎本武揚、ペルー側はジ・ア・ド・ラヴァレ<sup>6</sup>を代理者としてペテルブルクに派遣し裁判を進めた。そして、明治8年6月13日、「日本側の措置は一般国際法にも条約にも違反せず妥当なものである」とする最終判決が下り、ペルー側の訴えは退けられた。この事件によって、日本は初の国際仲裁裁判に勝利し、日本国内の法的措置の正当性を世界に知らしめることが出来た。そして、奴隷売買ないし貿易を禁じる法令が諸外国で発令されていく契機にもなった。同時に、ペルー側から日本国内でも娼妓という「人身売買」が公然と行われており奴隷売買を非難する資格がないと批判されたこともあり、公娼制度が廃止され芸娼妓解放令が出されるに至った。このようにマリア・ルス号事件は、19世紀における国内外の人権問題や裁判を考える上で、重要な歴史的意義を帯びている。

ところで、マリア・ルス号事件研究の現状は、日本国内における裁判に焦点を当てているものが多く<sup>7</sup>、ロシア皇帝による国際仲裁裁判については重視されていない。その理由は、当時の潮流から仲裁裁判の結果が当然視される傾向があるためであろう<sup>8</sup>。もっとも、田保橋潔<sup>9</sup>、石本泰雄<sup>10</sup>、大山梓<sup>11</sup>、笠原英彦<sup>12</sup>ら諸氏の研究の一部には国際仲裁裁判が扱われている。しかし、それらについてもマリア・ルス号事件全体の研究の一部、あるいは比較検討する仲裁裁判の具体例の1つとして扱われているに過ぎない。さらに、仲裁契約や判決文、答弁書といった書類の分析に重きを置きがちであり、具体的な裁判過程を詳細かつ明確に示し切れているとは言い難い。これらからも、マリア・ルス号事件研究に占める国際仲裁裁判の注目度が低いことが窺える。

しかし、本当にマリア・ルス号事件の国際仲裁裁判で日本が勝利したことは当然の成り行きなのか。というのも、日本が二度目の当事者となった明治37年の家屋税事件<sup>13</sup>をめぐる国際仲裁裁判では当初は形勢有利と思われていたにもかかわらず英・仏・独の三国に敗訴したからである。日本は家屋税事件の敗訴を、人種主義や列強間の利害関係に大きく影響を受けたものだと考え失望し、仲裁裁判の制度そのものに対する不信感を高めたという<sup>14</sup>。しかし、マリア・ルス号事件の場合、家屋税事件と同じく相手国が西欧諸国の一員であることに加え、領土問題を抱える仲裁国ロシアとは裁判開始当初は必ずしも良好な関係ではなく、かつ日本は開国したばかりの小国であり国際的地位は極めて低く、国際仲裁裁判の経験も一度もない、など諸条件は家屋税事件の時よりさらに悪かったはずである。それにもかかわらず日本を勝訴、しかも全面勝訴にまで導いた要因は何なのか。

そして本件最大の功績者は一体誰なのであろうか。これに関して安岡昭男氏は「米人顧問スミスの指導で明治政府は初の国際仲裁裁判に勝った」<sup>15</sup>と評している。確かに御雇外国人スミス<sup>16</sup>は仲裁者に提出する答弁書の作成に貢献している。しかし、スミスは仲裁裁判が行われているロシアではなく日本にいた。当時は電話がなかったため、東京ーペテルブルク間での連絡は書簡に頼らざるを得ず、片道2ヵ月<sup>17</sup>もかかった<sup>18</sup>。そうであるならば、スミ

スが国際仲裁裁判にリアルタイムで関与できたとは言い難く、今まで注目されてこなかった現地交渉者の役割を検討する必要があるのではないか。

これらの問題意識から本稿では、現地における裁判当事者の視点に重点を置くことで、現代のそれとは違う当時の国際仲裁裁判の進行状況や実態をより鮮明にしつつ、日本勝訴に至った過程、原因を分析する。その際には、今まで使用されてこなかった刊行、非刊行の一次史料を積極的に使用するだけでなく<sup>19</sup>、筆者がこれまでに発表した研究成果<sup>20</sup>も適宜使用していきたい。

### 3 仲裁国の決定と仲裁契約

明治6年3月、ペルー国特命全権公使ガルシアが来日し、マリア・ルス号事件をめぐる日本側の処置に抗議し、上野景範外務卿代理に対し日本側の非を唱えた外交文書を手渡した<sup>21</sup>。ペルー側の主張としては、公海上にいたマリア・ルス号事件に関して裁判管轄権が日本にないこと、各国領事の立ち会いを拒否し、また裁判に英米両国の法律家を同席させたことは違法であること、船長らの関知しないうちに船客らを上陸せしめ船長らの利益を無視したこと、外務省の指令に基づいて裁判が一貫して行政庁である神奈川県によって行ったのは、司法権の独立を損なうものである、などの諸点であった。ペルー側は、このような論点をもって日本側の非を認めさせ、損害賠償請求を起す意向であった。

これに対して日本も、同船の事件は日本領海内におけるものであること、正当な吟味を行うためには同船の出港を停止せしめなくてはならず、また裁判において船長らは、反証反論を提出するために法律上の便宜は十分に与えられていたこと、この事件が発生した時期には、我が国における司法権と行政権の区別が不明確な状態にあったのは事実であるが、それぞれの国法に照らして適法である限りは、国際法上においても正当な裁判所と認められる筈であること、などの反論を行った。日本もマリア・ルス号事件をめぐる裁判結果が覆されては、日本の司法権の信用性が失墜し諸外国との条約改正交渉にも支障を来しかねないため、国家の威信にかけて事件処理の正当性を訴え譲らず、決着がつかなかった。そしてついに、駐日米国公使デ・ロングの助言もあり、両国は同事案を「締盟國ノ君主不偏ノ裁判に任スヘキ事」にした。ついで、「締盟國ノ君主」をロシア皇帝アレクサンドル2世に依頼することも決まった。これまでの多くの研究は、日秘両国にとって利害関係が最も薄い国であったため、ロシアが仲裁国に選ばれたとしてきた<sup>22</sup>。確かにマリア・ルス号事件自体にはロシアの関与は特に見られないが、日露間には樺太をめぐる幕末以来の領土問題があり、樺太では両国間の衝突が頻発していた。そうであるならば、日露間には明らかに利害関係があり、しかもロシアが日本にとって有利な仲裁者だとも限らなかったであろう<sup>23</sup>。

いずれにせよ、ロシアが仲裁を引き受けてくれることを前提に、6月25日には上野景範とガルシアとの間で仲裁契約<sup>24</sup>が結ばれた。この仲裁契約は、今後仲裁裁判を進める上で重要な取り決めであるため、以下に契約書の重要箇所を抜粋し、脚注で各条文の文意を付す。

#### 第一條

兩國政府ヨリ、魯國皇帝陛下へ此事ヲ頼ミ遣ス書ハ各自之ヲ本年中ニ送致スベキ事<sup>25</sup>

#### 第二條

魯國皇帝陛下此事ヲ承諾シテヨリ十二ヶ月以内ニ兩國政府ヨリ各此事件ヲ判者ニ申立ベク而シテ又雙方ヨリ差出スヘキ證據ハ此一件ニ關シタル諸書翰或ハ往復公書或ハ其他證據トナルヘキ公書類ヲ以テスベキ事<sup>26</sup>

#### 第三條

判者承允ノ告知アル日ヨリ六ヶ月以内ニ雙方共ニ判者ノ考案ヲ乞ハント思フ所ノ書類ハ寫ヲ以テ之ヲ互ニ送致スベシ尤抗論ノ證據ヲ表シ或ハ的實ノ議論ヲ申立ルヲ得ベシ就テ兩國政府各其代人ヲ命シテ魯國ニ送り事ヲ辨セシムルヲ得ベキ事<sup>27</sup>

#### 第四條

秘魯國ノ請求條理アリト決スルトキハ日本ヨリ幾許ノ償金ヲ出スヘキヤ判者ノ裁斷ヲ乞フベキ事<sup>28</sup>

#### 第五條

魯國皇帝陛下ノ裁斷ハ則結末ノ採決ト爲スモノナレハ毫モ忌避遅延ナク其裁斷ヲ奉循スベキ事<sup>29</sup>

## 4 仲裁裁判の開始

明治6年7月18日、ロシア皇帝より、改めて日本とペルー両国から正式な依頼があれば仲裁を引き受ける用意がある旨が通達された<sup>30</sup>。これをうけて日本政府は、仲裁契約第三条に従い代理者を派遣することになったが、幕末以来のロシアとの樺太問題<sup>31</sup>を解決することも特命全権公使の任務にしたかったこともあり、その人選は難航を極めた<sup>32</sup>。しかし、時間的制約から仲裁裁判だけでも開始せねばならず、11月27日、寺島は特命全権公使を派遣するまでの繋ぎとして花房義質<sup>33</sup>を臨時代理公使に任命した<sup>34</sup>。

明治7年3月23日、花房はペテルブルクに着任し日本公使館を開設した。そして宰相ゴルチャコフ<sup>35</sup>に面会后、3月30日には皇帝に謁見した<sup>36</sup>。花房は「此度小臣の別に奉命せる事はマリヤルツ船一件の仲裁を陛下に乞ひ奉るへしとの事に御座候」と奏答し、既に伝え

られているはずの事項を再確認した。加えて、日本がロシアに仲裁を依頼するに至った理由を、「平常の友誼を尙一層加るならんと信用する所に御座候」と説明した。皇帝はこれに対して、「マリヤルツ船の事は必雙方偏頗なき裁判に至るべき也」と公平な裁判を約束したのであった。

4月1日、花房は外務省にストレモウーホフを訪ねたが不在だったため、代わりにローゼン<sup>37</sup>に「一件書類第一號第二號」「プロトコール二葉ノ寫」「プリンスゴルチャコフ殿下へ花房義質ヨリノ書翰草案」の各書類を提出し正式に仲裁を依頼した<sup>38</sup>。翌日にはストレモウーホフが花房に、仲裁を正式に引き受ける旨を近日中に通達することを内々に伝えた。花房は、このことを東京の寺島宗則外務卿にいち早く電報で知らせるとともに<sup>39</sup>、「御差出可相成書類等ハ速ニ御取揃エ相成候様奉存候」と本国での速やかなる書類作成準備を促し、かつ書類不備が無きよう「充分御注意御取纏相成候様奉存候」と述べた。さらに、書類作成担当の御雇外国人スミスにも必ず伝えるよう念を押した<sup>40</sup>。そして4月6日、ゴルチャコフから、皇帝が仲裁裁判を引きうける旨の正式な通達が日本公使館に届けられた<sup>41</sup>。

これを受けて、日本とペルーの国際仲裁裁判の準備が整った。だがここで最初の問題となったのが、仲裁契約第二条が日秘両国による皇帝への書類提出を「魯國皇帝陛下此事ヲ承諾シテヨリ十二ヶ月以内」にすべきだとする一方で、第三条は両国間での事前の書類交換を「判者承允ノ報知ヲ落手セル日ヨリ六ヶ月以内」<sup>42</sup>と定めている点だった。これだと、前者と後者でいう起算日が違うことになり今後の手続きが複雑になりかねない。そこで花房はペルー公使とともに、「煩を省き齟齬を免るゝ」ために仲裁契約の該当部分を独断で改正し、新たに「四月六日」<sup>43</sup>を起算日とすることを約した<sup>44</sup>。これによって日本とペルーは、同年の10月5日までに書類交換を済ませ、翌年の4月5日までに皇帝に書類提出せねばならないことになった。

ちょうどこの頃、日本の特命全権公使に決まった海軍中将榎本武揚がペテルブルクに向かっていた。榎本と言えば、箱館戦争で明治政府に最後まで抵抗したものの、その才を惜しまれ登用されていた人物である。政府は、ペルーとの仲裁裁判とロシアとの領土問題を一挙に解決せんがため、国際法や外国語に通じ諸外国にもその名が知れ渡っているこの国際人を「切り札」として送り込んだのだ。榎本は、ロシアへの途上、オランダに立ち寄り、ポンペ・フォン・メールデルフォルトを外交顧問として招聘することに成功した<sup>45</sup>。榎本と旧知の間柄<sup>46</sup>だったポンペは、専門とする医学や化学の他に、仲裁裁判に欠かせない国際法やペルーの母国語であるスペイン語<sup>47</sup>、19世紀の国際公用語であるフランス語<sup>48</sup>にも大いに精通していた。このことは、榎本がロシアやペルーとの交渉を進めるに当たり大きな力となった。ポンペは後から来ることとなり榎本は先にオランダを発った<sup>49</sup>。

## 5 仲裁裁判の展開

ペルーとの裁判では、5月19日に花房・ラヴァレ会談が行われていた。その中で、互いに交換する書類は直接両国政府間で行う約束が交わされた<sup>50</sup>。6月10日頃、榎本がペテルブルクに着いた<sup>51</sup>が、正式な交代まで花房がペルー側との交渉を続けた。6月18日、ペルー公使ラヴァレは、花房に、ペルー側が皇帝に提出する一部の書類の目録<sup>52</sup>を送り日本側も既に熟知しているものに限っては、書類写しの労力を省くためこれを交換済みと見なそうと提案した<sup>53</sup>。花房も日本公使館に手持ちがない一部書類<sup>54</sup>を除きその提案を承諾した<sup>55</sup>。7月1日、ラヴァレは、本国議会の公用で一時帰国の途に就く旨を通達し、花房から依頼されていた目録中の線が引かれた書類の差し回しの件はベルリン公使館に委ねたと伝えた。同時に、目録にない書類で日本側から提出したいものがあれば、それも当地に送るよう依頼した<sup>56</sup>。

一方、7月18日には榎本が皇帝に謁見し信任状を提出した。これによって、花房代理公使は一等書記官に格下げとなり、代わって榎本武揚特命全権公使が正式に国際仲裁裁判を進めることになったのである<sup>57</sup>。榎本は着任早々、その人柄もあってロシアの皇室、政界から大いに歓迎され<sup>58</sup>、仲裁国との信頼関係を確固たるものにした。その上で裁判に臨んだ榎本は、早速、先のペルー側からの依頼内容に「同公使(\*ラヴァレ)の誤解」<sup>59</sup>を見出し問い合わせをしようとしたが、既にラヴァレは出国しており、その所在が掴めず連絡がとれなかった<sup>60</sup>。しかし、9月22日、榎本は彼がペルーへの帰途、パリのペルー公使館に立ち寄っていることをつかみ書簡を送った<sup>61</sup>。その中で榎本は、5月の花房・ラヴァレ会談で、目録にない初見の書類は現地の代理者同士ではなく、本国政府同士が直接交換することに決まっていたのではなかったのかと指摘した<sup>62</sup>。

一方、榎本の書簡と入れ違いに、パリのラヴァレから、以前花房が依頼していた目録に含まれるものでかつ日本公使館に手持ちがない書類が届けられた<sup>63</sup>。その後、先の榎本書簡を受け取ったラヴァレは自身の勘違いを認め、目録に含まれる一部書類の交換が公使館同士で行われる一方で、目録にない書類については両政府同士が直接交換することに「拙者も全く御同意に存候」と伝えた<sup>64</sup>。花房とラヴァレが交わした約束にもかかわらず、その両者は十分にそれを理解しておらず、後から現場に来た榎本がその約定内容を正確に理解し、それを忠実に実行し得たことは注目すべき事実である。

そして書類交換の締切日である10月5日になった。これ以後の書類交換は認められず、仲裁者にそれを提出することもできない決まりであった。10月12日、榎本はこれまでのペルー側とのやり取りに関する書類を本国に送った。到着後、外務省はこれを踏まえて、ペルーがロシアに対して提出するマリア・ルス号事件に関する書類への答弁書作成にかかった<sup>65</sup>。榎本としては答弁書の完成を待つだけとなり、その後、大きな事件もなく数カ月が

過ぎた。

## 6 仲裁裁判の再燃

年が明けた明治8年2月3日、ラヴァレがペテルブルクに帰還してから<sup>66</sup>、事態は急変した。2月15日、ラヴァレは書類交換の期限を過ぎているにもかかわらず突如、マリア・ルス号事件の損害賠償に関する「『サウリ』氏及『マリヤルツ』船々頭兼船主たる『ヘレラ』氏並に同船荷主たる『カネウァロ』社よりの抗議書面<sup>67</sup>と「千八百七十四年同五年の公會の節我國議院え差出したる覺書」の2つの書類をロシア皇帝に提出する予定であると榎本に伝えたてきたのである。ラヴァレはまず、抗議書は第三条にいう提出可能な書類に当たらないと個人的には思うが、本国政府の命令によりこれを日本側に提示するとした。また、「公然刷行せし書類」は誰でも随意に用いることができるものであるから本来交換を要するものではないが、あくまで「一切の間違を避け且白露と日本兩公使館の篤交を保存するために」刊行済みの覺書も榎本に送付するとした<sup>68</sup>。抗議書に記された損害賠償請求額は、メキシコ銀にして総計481718ドル88セントに上っていた<sup>69</sup>。さらに、ラヴァレは「『マリヤルツ』一件明細書と題せる小札子」も皇帝に提出する予定だが、これは明治5年12月に横浜で出版された公のものだから日本側も周知のことだろうとして、提出する旨を報告するだけにとどめた<sup>70</sup>。ペルーが突然これらの行動に出た理由は、マリア・ルス号事件関係者より損害賠償要求に関する請願が本国議会上に提出され採択された結果だという<sup>71</sup>。

これに対して榎本は、抗議書と覺書を受け取ったことを伝えたくて、仲裁契約第二条を引き合いに、皇帝に提出できる書類は「表向又は公共の性質を具せるもの而耳」だと指摘し、先の抗議書は「只一個の私書」にすぎず、これに相当しないと反論した<sup>72</sup>。理由についてはラヴァレも最初から十分承知していたのだろうが、この抗議書は刊行されていないばかりか、ラヴァレの手直しが入っており公の書とは言えないものだったからである<sup>73</sup>。また、「『マリヤルツ』一件明細書と題せる小札子」については日本公使館に持ち合わせが無いから、両三日間貸してほしいと頼んだ<sup>74</sup>。

本国から答弁書が未だ届かない上に、ペルー側が新たな論点を持ち出したことで、榎本は長期戦を覚悟した。実際、2月26日には寺島宗則に「・・・『マリヤルツ』一件果たして年内(\*十二カ月以内)<sup>75</sup>に相済候哉否は未だ確と難申上候」<sup>76</sup>と、仲裁裁判が当初定めた期間内に終わらない可能性が出て来たことを示唆している。翌日には、今頃は答弁書が「既に御差立相成居候事」と推測し、「・・・十二ヶ月の期限四月七日<sup>77</sup>も最早僅に四十日に相成候間不遠落手可致義と相待居候」とその到着を待ち焦がれている<sup>78</sup>。期限内にペテルブルクに届かなければ論外であるため、榎本の焦りは高まっていた。一方、このころの榎本と花



房は、公務の合間にもポンペから万国公法の講義を受け、領土交渉や仲裁裁判を少しでも有利に進めようと寝る間を惜しんで勉強していた<sup>79</sup>。

3月に入ると、榎本はさらにラヴァレの主張に対し反論を強めた。まず3月6日には、公刊書類については互いに交換する必要はないというラヴァレの見解に異を唱えた<sup>80</sup>。そして、3月16日には、たとえ刊行されて公になっている書類でも、それら全てについて熟知することは互いに不可能であり、かつ相手の提示する証拠書類を知らなければそれに対して反論する機会すらないではないかと鋭く指摘した。その上で、第三条にある「一切の書類」<sup>81</sup>は例外なく全ての書類を指すのであり、それらを互いに交換し合わなければならないのだと重ねて強く主張するに至った。同時に、日本政府の公式見解も榎本と同じであることを通達し<sup>82</sup>、日本側に譲歩する気がないことを強く印象付けた。このころ、榎本は仲裁裁判が大詰めに入っていることを家族宛書簡の中でも触れ、ラヴァレとの書簡往来による法律論争について「・・・さして六カ敷事には無之候へども、マケヌ様にと苦心致居候義ニテ候」と述べている<sup>83</sup>。

一方、ラヴァレも3月17日には榎本に依頼されていた小冊子を送った<sup>84</sup>。同時に仲裁契約第四条では、仮にペルーの主張が認められた場合、幾らの賠償金を日本側が支払うべきかも仲裁者の採決に委ねる旨が決められていることを指摘した。その上で、もし請求書を提出しなければ仲裁者は第五条に沿って賠償額を決定することが困難な状況に陥る可能性があることを説明した。そして、公になっている書類は誰でも随意に用いることができるものであるから本来交換を要するものではなく、従って損害賠償に関する書類も事前に日本側に提示していなくとも仲裁者に提出できるとの従来主張を繰り返した<sup>85</sup>。

このような榎本とラヴァレの激しい論争の只中である3月9日には、ついに仲裁者に提出すべき答弁書が本国の山口外務少輔より届いていた<sup>86</sup>。山口は皆で議論しては期日に間に合わないからスミスが作成した叩き台の答弁書のまま送ったので「篤と御熟閲の上其政府へ差出方旁可然御處分有之度・・・」と書き添えていた<sup>87</sup>。本来本国で作成した答弁書を尊重しそのまま提出するのが理想だが、必要に応じて「加除添削」するのも榎本の職務とされたのである<sup>88</sup>。

これをうけて榎本は、同時進行の領土交渉に関する3月13日付報告書<sup>89</sup>の中で、別件ではあったが取り急ぎ答弁書落手の旨を報じた。その中で、提出期限に余裕をもって届いたことで「閲熟考の時日も四周間も有之候に付安心いたし候」と安堵している。そして、受け取った書類の内容について「『ポンペ』氏並に花房氏とも談合」し修正作業に入ったことを伝えた。また、これまでにラヴァレと取り交わした往復書簡も別に送付した旨を報じた。その上で榎本は、相手方のラヴァレを「交際上に於ては如才なき<sup>90</sup>人物」ではあるが「法律上に明かなる人物には無之様相見候」と評し、法律論争では彼に負けるはずがないという自信を見せた。はたして榎本は、書類内容の修正にかかり、問題点と対処手段を早くも3月14日付意見書<sup>91</sup>にまとめて寺島に送った。

まず御雇法律顧問スミスが本国で作成した答弁書は主に、従来からの日本側の主張を基

に、判例の検討を交え論理立てて陳述されていた。しかし、これを熟読した榎本は、日本側の主張を省略しすぎであり未だ十分な出来ではないと指摘した。特に、マリア・ルス号の苦力を解放させたことで、清国政府が如何に日本に感謝しているかを強調すべきことなどを述べている。また、答弁書は英文と仏文の二部から成っていた。これに対しても、語学に精通していた榎本は、今回の答弁書の場合、英文版は「條理明晰」だが仏文版は「大に其明を歛き候所有之」と指摘し、逆に誤解を招きかねないから英文版のみ提出する旨を報告した。その後も書類の細部にわたって検討を加え、文章中の用語や主張について文面を校正した。同時にその修正は「何れも唯讀者をして解し易からしむるまでの手段」にとどめ置き、決して全体の趣旨まで変えてしまわないよう万全の注意を払った。

3月20日、榎本はラヴァレに最後の回答を出した<sup>92</sup>。その中で榎本は、確かにラヴァレが言うように抗議書は仲裁契約第五条に基づく損害額の決定の資料となりうるが、いずれにせよ交換期限が過ぎてから仲裁者に当該資料を提出することは許されないと述べた。そして「我政府に於ても拙者に於ても更に爭論する事無之候」と、抗議書提出に関する議論を中止することを一方的に通達した。これをもって榎本とラヴァレの書簡のやり取りは終わり、後は仲裁者に提出する答弁書の完成だけとなった。

また、書簡往来中の2月16日、ラヴァレは榎本に、仲裁者に提出する書類は外務卿宛てにすべきか皇帝宛てにすべきか相談を持ちかけている<sup>93</sup>。仲裁裁判の仲裁者は皇帝本人であるが、実際にはロシア外務省が仲裁裁判を担当していた。そのため、実情に惑わされたラヴァレは、どちら宛てに提出すべきか迷ったのであろう。ラヴァレは以前にゴルチャコフにも同じ質問をしたが、日本とペルーで書式を統一しさえすればどちらでも構わないとの曖昧な返事を受けたことも伝え、榎本の判断に一任した<sup>94</sup>。これに対して榎本は、「『マリヤルズ』一件に關係せる一切の事柄は其仲裁人たる魯帝陛下え直に差立候方可然存候」と即答した<sup>95</sup>。榎本はたとえ形式に過ぎなくとも、仲裁契約であらかじめ定めた仲裁者である皇帝宛てに直接提出する書式で臨むのが正式な手続きであり、道理にもかなうと確信していたのである<sup>96</sup>。

そして、期限内に答弁書の完成に漕ぎ着けた榎本は、ペルー側と予め約束していた4月5日午後3時に、市川文吉二等書記官を伴ってマリア・ルス号事件をめぐる関係書類(「『マリヤルズ』一件書類」、「同事件往復書翰類」、「同事件辯駁書」<sup>97</sup>、「當比特堡府に於て白露公使『ジ、ア、ド、ラヴァレ』氏に送りたる駁議書翰四通の寫壹綴」<sup>98</sup>)を携えロシア外務省に出頭し、ペルー側書記官2名<sup>99</sup>と一緒に臨時外務大輔ストレモウーホフに書類を提出した<sup>100</sup>。このときペルー側は、事前に目録<sup>101</sup>で日本側に提示した書類だけでなく、その扱いを巡って最後まで議論になっていた損害賠償額に関する「『サウリ』氏及『マリヤルズ』船々頭兼船主たる『ヘレラ』氏並に同船荷主たる『カネウァロ』社よりの抗議書面」なども強引に提出した<sup>102</sup>。両国提出のこれらの書類は、ストレモウーホフからゴルチャコフに渡され、最後に皇帝アレクサンドル2世に奉呈される手筈となっていた<sup>103</sup>。答弁書と関係書類を提出し終わった榎本は、仲裁者からの「質問文又は裁決の報知」を待つだけとなった。仲裁

裁判は、外務省議官エンゲルハルトが詳細に取り調べ、外務省で議論された後、皇帝の親裁を得る仕組みだった<sup>104</sup>。

## 7 仲裁裁判の帰結

榎本は、仲裁者から提出書類の内容についての質問があることを想定し常に準備していた。そして5月8日には樺太千島交換条約締結によって日露の領土問題を解決し<sup>105</sup>、それを見届けた皇帝は翌日にドイツへ出立した。一方で仲裁裁判の方は、6月になっても全く音沙汰が無かった。そのため、ラヴァレなどは旅行に出かける始末だった<sup>106</sup>。一方で、裁判関係者から聞き込みを行っていた榎本は、仲裁裁判が最終段階の親裁を得る所に及んでいくとの情報を掴んだ。それゆえ、「最早不遠中採決可相成儀と被存候」と6月6日付書簡<sup>107</sup>で報告している。はたして榎本の情報源は正しかった。5月29日には、エムスに滞在していたアレクサンドル2世が既にロシア外務省が作成した判決文に裁可を与えていた。そして6月13日、外相代理ジョミニーから榎本に仲裁断案書<sup>108</sup>が届けられた<sup>109</sup>。

「日本政府『マリヤルース』船其船主其船出手及其船客ニ對シテノ所業ハ日本國ノ法律及通習ニ信據セシモノニテ萬國普通ノ常則ニ違乖セル所ナク又特別ノ條約面ノ規條ニモ背ケル事ナキヲ我等確ト見究メタリ是故ニ日本政府ノ所業ヲ以テ秘露政府及其人民ニ對シ故意ニ其業務ヲ怠リタルト看做ス能ハサルナリ

カヽル不意ノ事柄ヨリシテ差起タル異論ニ付テハ日本政府ト未タ特別ノ條約ヲ結バサル政府ヲシテ將來此種ノ一切ノ風波差起ランヲ豫防スル爲メ互ニ詳密ナル盟ヲ訂セザルベカラストノ思念ヲ起サシムルナルベシ然ルニ未タ右様ナル訂盟ナキ以上ハ日本政府ヲシテ其故意ニ出テ惹起セシニアラサルノ所業ト其自國ノ法律ニ基テ施行セシ手立トニ向ヒ他ヨリ其責ヲ任セシムル能ハザルモノナリ

由之觀之バ我等日本顯官『マリヤルーズ』一件付テノ所爲ヲ不規則ト見做スベキ充分ナル根元ヲ曾テ見出ス事ナシ故ニ同伴ニ付秘露國人民ノ受シ損失ハ詰リ痛哭スベキ諸件ノ集合シテ致セシ所以ニ歸セズンバアルベカラズ依テ我等次ノ仲裁タル斷案ヲ申渡ス

日本政府ハ秘露國船『マリヤルーズ』神奈川港滞留ニ依テ起リタル事柄ノ責ニ任スル事ナシ

右斷案を確證スル爲メ我等名ヲ記シ帝璽ヲ鈐スルモノナリ

千八百七十五年五月十七日二十九日 アレキサンドル 御璽」

判決はまさに日本の処置を是としペルーの訴えを退ける、日本側完全勝訴以外の何物でもなかった。判決文を読み終えた榎本は、このことを伝えんがため急ぎ本国に電報を打った<sup>110</sup>。そして「一文も出ずに及ばぬ事ニ相成申候」<sup>111</sup>と単なる勝訴ではなく「全面勝訴」したことに感慨無量だった。また、「日本政府の理直を得たるを賀し併て日本帝國の法律は根を道義に取り、日本帝國の執法者は常に之に信據し正しくこれを遵奉せるものたるを世界に示すの機を得たるを賀し奉り候」<sup>112</sup>と述べ、日本国内の裁判が正しかったことを世界に知らしめることができた満足した。花房も、人権と司法の発展という点に日本勝訴の意義を見出し「御國之名譽」を保てたと喜んだ。そして、外務卿や国内の裁判を行った司法官の個人的名誉も保つこともできたと安堵した<sup>113</sup>。また、英国公使に転任していた上野景範は「同氏（\*榎本）唐太并にマリヤルツ之兩件に於ては充分之成功、先以為国家可賀」と明治政府が直面していた二つの難題を一気に解決した榎本の功績を絶賛したのだった<sup>114</sup>。一方で榎本も、「花房書記官並ニ『ポンペ』氏格別骨折候」<sup>115</sup>と部下の労をねぎらうことを忘れなかった。

ところで判決が出た翌日、榎本はロシア外務省に赴き、ジョミニーに感謝の意を述べた<sup>116</sup>。これに対してジョミニーは、「仲裁は事を平和に落着せしむる好手段の一なれとも双方をして其結局に満足せしむるは殆ど成り難き事故懇信國のため仲裁者たるは事太た易きにあらす」と仲裁者としての苦悩を語った。また、日本とペルーが提出した書類が双方の言い分を明確に表していたので、両者を比較検討しどちらの主張がより正しいかを判断することが容易で迅速に判決を下すことが出来たと述べた。しかし、榎本はジョミニーとの会談前に他の関係者から1ヵ月前には裁判結果を予測できていたと聞いていたため、ジョミニーが先に説明した理由だけではないだろうと思った。そこでこの証言の根拠を確かめるべく、ジョミニー本人にさらに探りを入れた。これに対してジョミニーは、「皇族御會食の席にて談偶此一件に涉りし時皇帝の御説に『此事元來日本官府人道に基づける處置なれば云々』との語ありしを以て預しめ之をトし得たり」と内情を漏らした。つまり、皇帝は判決文には見られない人道的観点において当初から日本側に好意的であり、この意向は少なからず外務省主導の仲裁裁判にも影響していたようなのである。石本泰雄氏は「皇帝は名目における裁判官であつたに過ぎない」<sup>117</sup>としているが、たとえ提出書類を吟味し判決文を作成したのは外務省だったとしても、皇帝が判決内容に全く関与しなかった訳ではなかったのである。

7月11日、榎本は海軍大礼服に身を包み、国際仲裁裁判全面勝訴の御礼の言葉を奉呈すべく、エムスから帰国していたアレクサンドル2世に謁見した<sup>118</sup>。皇帝は、「太御喜色アリ直チニ御手ヲ握リ」ながら榎本に英語で話しかけ歓迎した。そして次のような会話が和やかに交わされ、マリア・ルス号事件は終結したのだった<sup>119</sup>。

武揚「御意ノ如ク然リ、予本日陛下ニ謁ゾヒ奉リシハ我大君タル日本國皇帝陛下ノ御命ヲ奉ジニハ秘魯國『マリヤルツ』船一件ニ付陛下ニ仲裁ノ御宸勞ヲ掛ケ奉リシトニハ同

件全ク我日本國ノ可為正理ニ叶ヘルヲ陛下御宸断有之之条我皇帝陛下格別御満足ニ思召ル、眞實ノ御謝辞ヲ陛下ニ言上シ奉ルノ光榮ゾモツ為メニテ候」

帝「朕ノ冀願スル所モ實ニ其事タレバ朕モ亦同懷ヲ以テ日本皇帝ニ酬ユ」

武揚「諭旨ハ無遲滯本國へ報告可仕候、本日ノ好機會拙者亦一分ヲ以テ陛下ノ御幸福ト魯西亞全國ノ安寧ヲ祈ル」

帝「厚意甚ダ忝ナシ」

## 8 おわりに

本稿では、日秘両国の裁判当事者の行動に焦点を当てながらマリア・ルス号事件の国際仲裁裁判を初めて本格的に明らかにした。その裁判過程からは初期の国際仲裁裁判の実態が脈々と浮かび上がり、さらに諸条件が必ずしも良いとは言えない状況にもかかわらず、初期の明治人が如何に智恵を振り絞って勝訴に導いたのかがよくわかる。確かに裁判自体は、仲裁契約が簡略で費用負担も予め決められておらず<sup>120</sup>、裁判手続きも書類手続きのみで口頭弁論が存在せず、判決もほとんど結論を示すだけの極めて貧弱な内容であった<sup>121</sup>。そして、裁判当事者も国籍を問わず素人が多く交渉を遅らせることも多々あり、本国政府も答弁書を吟味するまもなく現地公使館に送付する有様だった。その意味では、国際仲裁裁判としては至って初期の稚拙な段階だったと言わざるを得ない。

しかし、「日本政府ハ『マリヤルーズ』一件ノ責ニ任スル事ナシ」との判決は拘束力を有し、それは終結であって上訴は許されないものであったが故に、この結果が有する歴史的意義は大きい。特に日本にとっては、初めての国際仲裁裁判にして、初めての勝利を勝ち取った画期的事件だったのである。しかも、裁判開始当初、仲裁国との領土問題は激化しており、必ずしも日露関係が良好とは限らなかった。それにもかかわらず、このような勝利を掴めたのには、次のような諸原因が考えられる。

まず最初に法的、人道的要因である。判決文では、マリア・ルス号事件は横浜港内という日本領内で起きた事件であり、日本政府が日本の法律をもって事件を処理することは万国公法で認められている正当な権利であるとされた。そして、その裁判に他国が介入することは許されず、また日本の裁判は「私意ニ出ルニアラザル」という理由から「秘露政府ハ日本政府ニ向テ其所業ノ責ヲ負ハシムベキノ權」は無いと判断されている。しかし、これは仲裁者が提示した表面的理由であり、人道的観点からのロシア皇帝の意向も存在していたことは既に述べた。皇帝アレクサンドル 2 世は、封建的な帝政ロシアで国内に農奴解放令(1861 年)を出したことで知られる人物である。そうであるならば、皇帝にとって最も関心が高かったことが人道的観点だったとしても納得がいく。そして、皇帝のこのような姿勢は、判決にも間接的に影響を及ぼしたのである。

次に、両国の現地外交官による裁判手続きの違いという要因である。ペルー側は、ラヴァレ公使が裁判中に一時帰国したこともあり、他国にある公使館が代替していた時期すらあった。そのため、仲裁裁判に落ち着いて取り組めず、さらに仲裁契約の内容理解も不十分で榎本に指摘されることすらあった。そして、書類交換の締切日後に無理やり新たな証拠を提出しようとし日本側を困惑させたこともあった。さらに書類提出から判決日まではラヴァレがロシア国内の物見遊山に出かけてしまうなど、仲裁裁判に対する関心が低かった。一方、日本が全権を任せた榎本は、敵味方が仲裁裁判に手間取る中、仲裁契約を正確に読み込み関係者の中で最も厳正正確な書類手続を実行し得た。そして、職務外の時間にも国際法の勉強に励んでいた。また、本国政府が時間切れのため、御雇外国人スミスが起草した答弁書を何の吟味もなく慌てて送ってきた時にも、榎本はそのままではなく臨機応変に加筆修正した上で仲裁者に提出し好印象を得た。さらに書類提出後は、常に裁判の行方について関係者から情報収集しながら、提出書類に対する仲裁者からの質問に備えていた。榎本は、筆者が別稿で「ジェネラリスト的外交官」と評した人物であるが<sup>122</sup>、本件でもその才能が遺憾なく発揮されたと言えよう。

日本側は、このように優秀な外交官に恵まれたことと、国際仲裁裁判に対して強い意気込みで臨んだという点で、ペルー側を圧倒したのである。本国で裁判の成り行きを見守っていた岩倉具視も、「情実<sup>123</sup>」を「貫徹」した「談判」を展開したから勝訴を得たのだと、現地外交官の個人的力量を称賛している<sup>124</sup>。一般的に明治初期は日本人より御雇外国人の役割を大きく捉えがちである。しかし、こと本件に関しては、現地の外交官が御雇外国人作成の文書を校正するなど、日本人の役割が目立つ。このことは、明治初期に既に国際舞台で通用する日本人が存在していたことを示している。また、交渉者の榎本自身がロシアに非常に好意的に受け止められていたことも、日本側に幸いしたことだろう。

最後に日露関係の好転という要因である<sup>125</sup>。マリア・ルス号事件の判決が出た直前に樺太千島交換条約が締結された。本条約は、仲裁裁判と同時進行で行われていた日露間の領土交渉の帰結であった。そのような状況の変化で、ロシア側としても、交流の少ない地球の裏側のペルーよりも、国境を接し友好関係を深めつつある日本との関係を優先したいと思うのは当然の成り行きだろう。実際、当時のロシアは、露土戦争に備えるために、隣国の日本との国境問題の早期解決を望んでおり、樺太千島交換条約の内容では従来の強硬姿勢<sup>126</sup>を棄て日本側に大きな譲歩まで行っていた<sup>127</sup>。自国の領土確定という国益に直結する重大問題ですらも譲歩したロシアが、仲裁裁判で日本に有利な判決を出すことで、日露関係をさらに確固たるものにしようとしたとしても何ら不思議ではない。また、仲裁裁判で榎本の質問や書類提出に対応したロシア側の人物には、領土交渉でも榎本と対峙していたゴルチャコフやストレモウーホフなどが含まれている。そして、実際に裁判を担当したのはロシア外務省であった。領土交渉と国際仲裁裁判の管轄が異なるならまだしも、対応している機関が同一で、しかも同じ人物が深く関与していることは、仲裁裁判に樺太千島交換条約締結が影響を与えやすい状況を作り出していたと言える。

これに関連して榎本は、日本側全面勝訴を「偶然」ではないだろうと怪しむ「傍観者」の存在を報告し、その理由を樺太千島交換条約締結から程無いからだろうと推測している<sup>128</sup>。榎本自身もその可能性が少なからず存在すると考えていたからこそ、このように推測したのである。森田三男氏は、同時期における樺太千島交換条約締結と MARIA・ルス号事件解決について、「このような二種の問題解決は偶然とはいえ露日交流史上注目すべきことであった」<sup>129</sup>と、両者の評価を切り離し別個のものとして扱っている。しかし、両者は「偶然」ではなく密接に絡み合っている可能性が高い。領土交渉が決裂していてもなお、日本側を完全勝訴とする判決が出ていたとは思えないのである<sup>130</sup>。

このように MARIA・ルス号事件をめぐる国際仲裁裁判は、先行研究が言うような単純なものではなく、複数の原因が絡み合って日本を初勝訴に導いたものだった。仮にこれらの要因の一部でも欠けた場合、日本側が完全勝訴までできたかどうかは疑わしい。今後、判決内容に樺太千島交換条約がどう絡んだのかなど、ロシア側の史料も歩みながらより正確に事実を炙り出していかねばなるまい。いずれにせよ本件の持つ歴史的意義と教訓は看過できず、領土問題や捕鯨問題など種々の国際紛争に直面している現代日本が今一度省みるべき史実と言えよう。

【附録 1】 マリア・ルス号事件をめぐる国際仲裁裁判の経緯

明治6年	6月25日	契約日	東京で仲裁契約が結ばれる
明治7年	3月23日		花房、代理公使としてペテルブルクに到着
	4月6日	裁判日程起算日	ロシア皇帝が仲裁を引き受ける旨を正式に通達し、日本とペルーの論戦開始
	5月19日	論戦	花房・ラヴァレ会談（目録にあるペルー側の書類の取扱いについて）
	6月10日		榎本、特命全権公使としてペテルブルクに到着
	7月1日		ラヴァレ、ペルーに一時帰国する旨を通知
	7月18日		榎本、皇帝に信任状を提出し、花房と正式に交代
	8月13日		ポンペ、日本側外交顧問としてペテルブルクに到着
	10月5日		書類交換締切日
明治8年	1月18日		本国外務省のスミスが作成した答弁書が榎本に送付
	2月3日		ラヴァレ、ペテルブルクに帰還
	2月15日	論戦	ラヴァレ、追加書類を日本側に提示し、論戦再燃
	3月9日	答弁書修正	日本外務省から答弁書が届き、榎本はその修正作業に入る
	3月20日		榎本、ラヴァレに議論終了を通達
	4月5日	書類提出締切日	日秘両国が皇帝に書類提出
	5月7日		樺太千島交換条約締結により、日露関係改善
	5月29日		アレクサンドル2世、裁断書に署名
	6月13日	判決日	日本勝訴の判決下る
	7月11日		榎本、アレクサンドル2世に謁見し仲裁の謝辞を奉呈



## 【附録 2】 目録

バルク形マリヤルヅ船一件に付白露公使より仲裁たる皇帝陛下え 顛末の證據として差出すへき書

- 第一 入港許可の證
- 第二 船將ヘルレラと士官并に水夫等と 嗎港に在る白露領事目前にて取結し定約書
- 第三 健康狀
- 第四 一般の公開公證
- 第五 出發免狀
- 第六 一千八百七十三年三月五日白露特命全權公使と日本國外務卿との談判覺書
- 第七 一千八百七十三年三月八日の同斷覺書
- 第八 一千八百七十三年三月卅一日白露公使より日本外務卿えの辨解書并に拾貳ヶの附屬書類共
- 第九 一千八百七十三年六月十四日(明治六年六月十四日)日本外務卿より白露公使え応書
- 第十 一千八百七十三年六月十九日日本外務卿と白露公使との談判覺書
- 第十一 右談判にての條約書
- 第十二 右談判にての(アベセデ)號別紙
  - ア號シブチレネ船將の書翰
  - ベ號千八百七十三年六月廿一日英船シブチレネ號に關係ある書翰横浜港長より白露公使宛
  - セ號千八百七十三年並に千八百七十三年日本政府と合衆國公使館との間に千八百六十九年東京於ての條約書に付ての往復書翰
  - テ號右に云條約書中第七ヶ條取行ひ方に付一千八百七十三年三月合衆國公使と領事との間にての往復書
- 第十三 一千八百七十三年六月廿二日日本外務卿と白露公使との談話覺書
- 第十四 明治六年六月廿五日(千八百七十三年六月廿五日)マリヤルヅ一件に付魯國皇帝陛下に仲裁を托すへき爲日本外務卿と白露公使と東京於て調印せる定約書
- 第十五 千八百七十三年七月并に八月マリアルヅ賣却の義に付合衆國公使デロング氏と日本外務卿并に白露公使との往復書翰

## 【付記】

本稿は、平成 23 年度課外研究奨励費(大阪大学、採択テーマ「榎本武揚と日本外交—世界に挑んだ明治の気骨—」)による研究成果の一部である。また、史料収集においては榎本家四代目の榎本隆充氏(東京農業大学客員教授)をはじめ、外務省外交史料館、国立国会図書館憲政資料室の方々にお世話になった。ここに謝意を表する。

<sup>1</sup> 詳しくは小林正之、遠藤久『国際マクロ裁判』岩波書店 2002 を参照。

<sup>2</sup> 学会でも『国際法外交雑誌』100 巻 3 号が「マクロ裁判」の特集号になったのをはじめ、その他の学術雑誌でも関連論文が多く掲載された。

<sup>3</sup> マリア・ルス号事件の概要については、国際法学会編『国際関係法辞典』三省堂 1995、741 頁、外務省外交史料館日本外交史編纂委員会編『日本外交史辞典』山川出版、1992、956～957 頁、鹿島守之助『日本外交史 第 2 巻 条約改正問題』鹿島研究所出版 1970、285～290 頁を参照。

<sup>4</sup> 中国人やインド人の下層労働者に対する当時の呼び名

<sup>5</sup> 明治・大正期の外交官(1842—1917)。マリア・ルス号事件でロシアに派遣された後、朝鮮公使、ロシア公使を歴任。

<sup>6</sup> 日本側の一次史料中では日本語表記が「ラファレ」、「ラヴァレ」、「シアトラバル」といったように実に多様であった。本稿では誤解を回避するため、正式名称を「ジ・ア・ド・ラヴァレ」、略称を「ラヴァレ」で統一表記する。ちなみに本人は、フランス語表記で“J・A・DE・LAVALLE”と署名している(外務省『日本外交文書』第 8 巻、巖山堂書店、1995、381 頁、明治 8 年 2 月 27 日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書明治 8 年 2 月 15 日付榎本武揚宛ジ・ア・ド・ラヴァレ宛書簡)。

<sup>7</sup> 日本国内での裁判過程、芸娼妓解放令への影響、マリア・ルス号事件をめぐる日英の折衝などについては、森田朋子『開国と治外法権—領事裁判権の運用とマリア・ルス号事件』吉川弘文館 2005 に詳しい。森田氏の研究にはイギリスの史料が豊富に使用されている。そして、日本国内での裁判に関連した人物に注目したものには、武田八州満『マリア・ルス号事件—大江卓と奴隷解放』有隣新書 1981、海妻玄彦「江藤新平とマリア・ルーズ号事件」(『亜細亜大学誌諸学紀要 人文・社会・自然(14)』1965)がある。また、日露交流史からは、森田三男「マリア・ルーズ号事件と日露関係」(『創価法学』第 21 巻、第 2、3 合併号、1992)、森田三男、N・S キンヤビナ「マリア・ルーズ号事件と露日交流の見直し(一六九七—一八七七)」(『創価法学』第 21 巻第 4 号、1992)がある。森田氏は日露関係史の視点からマリア・ルス号事件を論じているものの、具体的な仲裁裁判の過程についてはあまり詳細ではなく、それ以前の先行研究に依るところも多い。その他にも、田中時彦「マリア・ルーズ号事件—未締約国人に対する法権独立の一過程」(我妻栄、林茂、辻清明、団藤重光等編『日本政治裁判史録 明治・前』第一法規出版 1968)などがあるが、これについては仲裁裁判について全く触れていない。

<sup>8</sup> 例えば、森田朋子氏は「日本の判決をイギリスの法務省が支持していたこと、当時、すでにマカオ貿易が廃止され、世界の趨勢は奴隷制度廃止へと加速していくことを考えれば、仲裁裁判による日本側の勝訴は驚くべきものではないだろう」と述べている(森田朋子『開国と治外法権—領事裁判権の運用とマリア・ルス号事件』吉川弘文館 2005、262 頁)。

<sup>9</sup> 田保橋潔「明治五年の『マリア・ルス』事件(一)、(二)、(三)」(『史学雑誌』第 40 篇、1929)。本研究は、マリア・ルス号事件に関する戦前の研究であり、事件の概要が詳細に記されている。国際仲裁裁判についても、先行研究の中では最も詳細に述べられている。しかし、日露間の領土交渉が同時期に行われていたことなどには殆ど言及がなく、あくまで裁判過程のみを簡単に説明しているにとどまる。

<sup>10</sup> 石本泰雄「明治期における仲裁裁判の先例(一)」(『法学雑誌』7 巻、4 号、1960)。本研究は、明治期の仲裁裁判についての研究で、具体例の 1 つとしてマリア・ルス号事件が取り上げられ、「仲裁契約とその問題点」という節を設けて論じているものの、具体的な交渉過程についてはあまり重視されていない。

<sup>11</sup> 大山梓「マリア・ルーズ号事件と裁判手続」(『政経論叢』第 26 号 第 5 号、1977)。

<sup>12</sup> 笠原英彦「マリア・ルス号事件の再検討—外務省『委任』と仲裁裁判」(『法學研究』第 69 巻(12)、1996)。笠原氏は、外務省が神奈川県に裁判を指令した法理と、仲裁裁判をめぐる仲裁国の選定および外務省の対応や、仲裁裁判と権太をめぐる領土交渉との関連性などを検討している。

<sup>13</sup> 家屋税事件についての詳細は、千葉功『旧外交の形成—一九〇〇—一九一九』勁草書房 2008、419～426 頁を参照

<sup>14</sup> 家屋税事件について、「本件での敗訴が、2000 年のみなみまぐろ事件で仲裁裁判が行われるまでの約 100 年近くにわたり、日本が国際裁判を忌避する 1 つの理由になったといわれる」と記述するものもある(中谷和弘、植木俊哉、河野真理子、森田章夫、山本良『国際法』有斐閣アルマ 2006、300 頁)。ただ、国際裁判のうち司法的解決については、昭和 33 年に国際司法裁判所の強制管轄権を日本は受諾している。それゆえ、家屋税事件後の日本の消極的態度はあくまで国際裁判の中の仲裁に対するものであり、国際裁判全体に対する態度とは限らない。これについては、さらなる検討を要する。

<sup>15</sup> 安岡昭男「マリア・ルス号事件」(前掲、外務省外交史料館編『日本外交史辞典』、957 頁)

<sup>16</sup> エラスムス・ベシャイン・スミス(1814—1882)。アメリカの法律家で、外務省・明治天皇の顧問として招かれ、明治 3 年から明治 9 年まで日本に滞在。その間、条約の締結や制度の確立に貢献した。

<sup>17</sup> 例えば、明治 7 年 4 月 3 日に花房義質がペテルブルクから出した書簡は、同年 6 月 2 日に東京の寺島宗則に届いている(外務省編『日本外交文書』第 7 巻、巖山堂書店 1995、明治 7 年 4 月 3 日付寺島宗則宛花房義質報告書)。

<sup>18</sup> 電信は存在するが、重大事のみを利用され、しかも非常に短い文面しか書けず、詳細は後日書簡で報告されるのが常で

あったようだ。

<sup>19</sup> 先行研究では、刊行の『日本外交文書』が主な使用史料であった。しかし本稿では、『日本外交文書』に掲載されていない非刊行の外交文書や、当該事件に関与した人物の書簡等も刊行、非刊行を問わず積極的に用いた。これによって、より詳細かつ明確に、裁判の進行状況を描くことができる。

<sup>20</sup> 拙稿「外交官榎本武揚と樺太千島交換条約—交渉とその評価」（『まちなか法政ジャーナル』第1号、大阪大学法学会2011）。本稿は<http://www.seiunkai.net/student/index.html>（大阪大学法学部青雲会）においても公開されている。本研究によって樺太千島交換条約締結に至る領土交渉の全貌説明が進むとともに、交渉を担当した外交官榎本武揚の役割が再評価された。

<sup>21</sup> ガルシアの抗議にはじまる仲裁裁判への道程については、前掲、田中時彦「マリア・ルズ号事件—未締約国人に対する法権独立の一過程」、585～586頁、前掲、笠原英彦「マリア・ルス号事件の再検討—外務省『委任』と仲裁裁判」、127～131頁を参照。

<sup>22</sup> 前掲、石本泰雄「明治期における仲裁裁判の先例(一)」、71頁。前掲、田中時彦「マリア・ルズ号事件—未締約国人に対する法権独立の一過程」、286頁。

<sup>23</sup> 笠原氏は、仲裁国を日本と樺太をめぐる領土問題で対立してきたロシアに決定したことは「ペルー側の思うつぼ」であり、「日本政府の外交感覚を疑わしめる」と厳しく指摘している（前掲、笠原英彦「マリア・ルス号事件の再検討—外務省『委任』と仲裁裁判」、129～131頁）。

<sup>24</sup> 外務省編『日本外交文書』第6巻、日本国際協會1939、530～533頁、明治6年7月3日付寺島宗則宛花房義質報告書附属書

<sup>25</sup> 仲裁依頼書を明治6年12月までにロシア皇帝に提出すること

<sup>26</sup> ロシア皇帝が仲裁を承諾した日から12ヶ月以内に、日秘両国は、それぞれの公的な提出書類や、往復文書を仲裁者に提出すべきこと。

<sup>27</sup> ロシア皇帝が仲裁を承諾した日から6ヶ月以内に、日秘両国は、それぞれの言い分を記した書類を互いに送り合わなければならない、両政府は代理人をロシアに派遣し互いに抗弁させるべきこと。

<sup>28</sup> ペルーの訴えが認められた場合、日本が出すべき賠償金の額についても、仲裁者の裁断に委ねるべきこと。

<sup>29</sup> 上訴は許されず、皇帝の裁断には素直に従うべきこと。

<sup>30</sup> 前掲、『日本外交文書』第6巻、536頁、明治6年7月18日付三条実美宛上野景範報告書附属書

<sup>31</sup> 雑居地樺太をめぐる日露の領土問題。詳細は前掲、拙稿「外交官榎本武揚と樺太千島交換条約—交渉とその評価」、3～4頁を参照。

<sup>32</sup> 日本政府は一旦、澤宜嘉を特命全権公使としてロシアに派遣しようとした。しかし、その澤が出国直前に急死してしまったため、後任選びはさらに難しくなったのである。

<sup>33</sup> 花房はマリア・ルス号事件に早くから関わっていた人物であったため、今回の任務を任されたものと思われる。

<sup>34</sup> 前掲、『日本外交文書』第6巻、550～551頁、明治6年11月27日付岩倉具視宛寺島宗則書簡附属書

<sup>35</sup> アレキサンダー・ゴルチャコフ(1798—1883)。帝政ロシアの政治家。1856年に外相に就任し、以後ほぼ27年の間、ロシアの外交政策を指導した。

<sup>36</sup> 前掲、『日本外交文書』第7巻、496頁、明治7年4月3日付寺島宗則宛花房義質報告書。謁見の様子は、同前、498～501頁、明治7年4月3日付寺島宗則宛花房義質報告書附属書明治7年3月30日付日記を参照。

<sup>37</sup> ロマン・ロゼン(1847—1922)。日露戦争開戦前夜に、駐日ロシア公使として対日交渉を担当したことで有名な人物である。

<sup>38</sup> 前掲、『日本外交文書』第7巻、502頁、明治7年4月3日付寺島宗則宛花房義質報告書

<sup>39</sup> 同前、495頁、明治7年4月2日付花房義質宛寺島宗則宛電信

<sup>40</sup> 同前、502～503頁、明治7年4月3日付寺島宗則宛花房義質報告書

<sup>41</sup> 同前、504～505頁、明治7年4月18日付寺島宗則宛花房義質報告書附属書明治7年4月5日付花房義質宛ゴルチャコフ書簡

<sup>42</sup> 花房、山口、榎本らは往復書簡中にこのように表記する。確かに仲裁契約の正式な日本語訳には「判者承允ノ告知アル日ヨリ六ヶ月以内」とある。しかし、英語で書かれた原文には、“the date of receiving the notification of the arbitrator’s acceptance”とあり、花房、山口、榎本らの解釈がより正確である。

<sup>43</sup> 花房からの報告書中には「四月六日」が「四月七日」と誤記されている（前掲、『日本外交文書』第7巻、504頁、明治7年4月18日付寺島宗則宛花房義質報告書）。そのため、本国の山口外務少輔も花房の報告書を鵜呑みにして「四月七日」を「日取算起の初算日」だと思い込んでいる（同前、509頁、明治7年6月30日付榎本武揚宛山口尚芳書簡）。先行研究でもこれらの誤記に惑わされ起算日を「四月七日」としているものがある（前掲、鹿島守之助『日本外交史 第2巻 条約改正問題』、288頁）。しかし、ペルー側と取り交わした契約書に忠実に従えば「四月六日」が起算日であることは明白である（前掲、『日本外交文書』第7巻、505頁、明治7年4月18日付寺島宗則宛花房義質報告書附属書）。裁判において日程は書類提出に際し非常に重要であるため後学は注意が必要である。ちなみに、後日榎本武揚が本国に送った報告書には「四月六日」と正確に記されており、彼のみが正確に理解していたことがわかる（同前、512頁、明治7年7月10日付寺島宗則宛榎本武揚報告書）。

<sup>44</sup> 同前、503～504頁、明治7年4月18日付寺島宗則宛花房義質報告書。同前、505～506頁、明治7年4月18日付寺島宗則宛花房義質報告書附属書。

<sup>45</sup> 明治7年6月4日付榎本多津宛榎本武揚書簡、資料番号4-1-2、リール番号1（「榎本武揚関係文書」国立国会図書館蔵）

<sup>46</sup> 医者だったポンペは幕末に御雇外国人として来日しており、海軍伝習所教官時には榎本に化学を教え、さらに榎本がオランダ留学した時には個人的に世話をしていた。詳細は芝哲夫「ポンペ—化学の魅力を教えた恩師」、267～268頁（榎本隆充、高成田享編『近代日本の万能人 榎本武揚』藤原書店2008）を参照。

- <sup>47</sup> 仲裁裁判中には、ペルー側から提示されたスペイン語の『外交文書集』を榎本はボンペに読ませている(前掲、『日本外交文書』第7巻、378頁、明治8年2月27日付寺島宗則宛榎本武揚報告書)。
- <sup>48</sup> もちろん榎本自身もフランス語を使うことができたが、ボンペのフランス語力の方がさらに上だったようである。その根拠として、ペルー公使のフランス語訳が悪文だった時などには、ボンペに意訳させている(明治7年10月12日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書明治7年10月4日付榎本武揚宛ジ・ア・ド・ラヴァレ書簡)。また、ロシアとの領土交渉においても、ボンペがフランス語の文章をオランダ語に訳してから榎本が日本語に訳して本国に送るという場面が見られる(秋月俊幸『日露関係とサハリン島—幕末明治初年の領土問題』筑摩書房、1994、245頁)。
- <sup>49</sup> ボンペは、明治7年8月13日にペテルブルクの日本公使館に到着している(前掲、『日本外交文書』第7巻、522頁、明治7年8月29日付寺島宗則宛榎本武揚報告書)。
- <sup>50</sup> 同前、507頁、明治7年5月25日付寺島宗則宛花房義質報告書
- <sup>51</sup> 前掲、拙稿「外交官榎本武揚と樺太千島交換条約—交渉その評価」、5頁
- <sup>52</sup> 前掲、『日本外交文書』第7巻、514～515頁、明治7年7月10日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書。内容については本稿の【附録2】を参照。
- <sup>53</sup> 同前、513頁、明治7年7月10日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書明治7年6月18日付花房義質宛ジ・ア・ド・ラヴァレ書簡
- <sup>54</sup> 【附録2】の中で下線が引かれた物のこと。
- <sup>55</sup> 前掲、『日本外交文書』第7巻、515頁、明治7年4月3日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書明治7年6月26日付ジ・ア・ド・ラヴァレ宛花房義質書簡
- <sup>56</sup> 同前、515～516頁、明治7年7月10日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書明治7年7月1日付花房義質宛ジ・ア・ド・ラヴァレ書簡
- <sup>57</sup> 前掲、『日本外交文書』第7巻、518～519頁、明治7年8月26日付寺島宗則宛花房義質報告書附属書 註
- <sup>58</sup> 前掲、拙稿「外交官榎本武揚と樺太千島交換条約—交渉とその評価」、5頁
- <sup>59</sup> 同前、525頁、明治7年9月26日付寺島宗則宛榎本武揚報告書
- <sup>60</sup> また、ペルー側の依頼を承諾した花房の返書も不明確な文面だったため、相手をますます誤解させているのではないかと榎本は心配したのである(同前、531頁、明治7年10月12日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書明治7年9月17日付ジ・ア・ド・ラヴァレ宛榎本武揚書簡)。
- <sup>61</sup> 同前、525頁、明治7年9月26日付寺島宗則宛榎本武揚報告書
- <sup>62</sup> 同前、532頁、明治7年10月12日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書明治7年10月4日付榎本武揚宛ジ・ア・ド・ラヴァレ書簡。
- <sup>63</sup> 同前、525頁、明治7年9月26日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書。ただし、同封されているはずの書類については目録のみで現存していない。
- <sup>64</sup> 同前、532頁、明治7年10月12日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書明治7年10月4日付榎本武揚宛ジ・ア・ド・ラヴァレ書簡
- <sup>65</sup> 前掲、『日本外交文書』第8巻、378頁、明治8年2月27日付寺島宗則宛榎本武揚報告書。
- <sup>66</sup> 同前、376頁、明治8年2月14日付寺島宗則宛榎本武揚書簡
- <sup>67</sup> 同前、461～470頁、明治8年7月19日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書
- <sup>68</sup> 同前、382頁、明治8年2月28日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書明治8年2月15日付榎本武揚宛ジ・ア・ド・ラヴァレ書簡
- <sup>69</sup> 同前、470頁、明治8年7月19日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書
- <sup>70</sup> 同前、382～383頁、明治8年2月28日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書明治8年2月15日付榎本武揚宛ジ・ア・ド・ラヴァレ書簡
- <sup>71</sup> 前掲、田保橋潔「明治五年の『マリア・ルス』事件(三)」、102～103頁
- <sup>72</sup> 前掲、『日本外交文書』第8巻、386～387頁、明治8年2月27日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書明治8年2月19日付ジ・ア・ド・ラヴァレ宛榎本武揚書簡
- <sup>73</sup> 同前、377頁、明治8年2月27日付寺島宗則宛榎本武揚報告書
- <sup>74</sup> この小札子については、本国で答弁書を作成していたスミスも見つけないものだった(同前、387頁、明治8年2月27日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書明治8年2月19日付ジ・ア・ド・ラヴァレ宛榎本武揚書簡)。
- <sup>75</sup> ここでいう「年内」とは、仲裁契約第二条にある「十二カ月以内」と同義だと思われる。
- <sup>76</sup> 寺島宗則研究会編『寺島宗則関係資料 下』示人社1987、490頁、明治8年2月26日付寺島宗則宛榎本武揚書簡。『寺島宗則関係資料 下』には、年不明のままだが、書簡の内容からみて明らかに明治8年のものであると判断した。榎本がペテルブルクに到着したのは明治7年6月10日であり、裁判の判決が出たのが明治8年6月13日である。これらを踏まえた場合、マリア・ルス号事件の判決が未だ出ていないことを伺わせる本書簡は、明治8年のものと考えて間違いない。
- <sup>77</sup> 「四月七日」は「四月五日」の誤記だと思われる。なぜなら、起算日が前年の4月6日であるだけでなく、榎本自身も後の交信では明治8年4月5日を「書類奉呈の期限十二月月の終りの日」と記しているからである(前掲、『日本外交文書』第7巻、392頁、明治7年4月5日付寺島宗則宛榎本武揚報告書)
- <sup>78</sup> 前掲、『日本外交文書』第8巻、378頁、明治8年2月27日付寺島宗則宛榎本武揚報告書。榎本がこう思った理由は、1月28日に落手した12月5日付寺島書簡に「答辯書御容易御取掛りの旨」が書かれていたためである。実際のところ、日本外務省は明治8年1月18日に榎本に送付している(同前、374～375頁、明治8年1月18日付榎本武揚宛山口尚芳書簡)。
- <sup>79</sup> 前掲、『寺島宗則関係資料 下』、490頁、明治8年2月26日付寺島宗則宛榎本武揚書簡
- <sup>80</sup> 前掲、『日本外交文書』第8巻、391頁、明治8年3月14日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書明治8年3月6日付ジ・

ア・ド・ラヴァレ宛榎本武揚書簡

<sup>81</sup>外務省が作成した仲裁契約の日本語訳には単に「書類」となっているが、原文が“all the papers”となっていることから榎本の訳の方が正確だといえる。

<sup>82</sup>前掲、『日本外交文書』第8巻、440～442頁、明治8年4月5日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書明治8年3月16日付ジ・ア・ド・ラヴァレ宛榎本武揚書簡

<sup>83</sup>明治8年3月14日付榎本武與宛榎本武揚書簡、資料番号4-1-18、リール番号1(「榎本武揚関係文書」国立国会図書館蔵)

<sup>84</sup>前掲、『日本外交文書』第8巻、446頁、明治8年4月5日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書明治8年3月17日付榎本武揚宛ジ・ア・ド・ラヴァレ書簡

<sup>85</sup>同前、446頁、明治8年4月5日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書明治8年3月17日付榎本武揚宛ジ・ア・ド・ラヴァレ書簡

<sup>86</sup>同前、389頁、明治8年3月14日付寺島宗則宛榎本武揚報告書

<sup>87</sup>同前、374頁、明治8年1月18日付榎本武揚宛山口尚芳書簡

<sup>88</sup>同前、389～390頁、明治8年3月14日付寺島宗則宛榎本武揚意見書

<sup>89</sup>同前、185頁、明治8年3月13日付寺島宗則宛榎本武揚報告書

<sup>90</sup>「愛想が良い」の意

<sup>91</sup>同前、389～390頁、明治8年3月14日付寺島宗則宛榎本武揚意見書

<sup>92</sup>同前、442～444頁、明治8年4月5日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書明治8年3月20日付ジ・ア・ド・ラヴァレ宛榎本武揚書簡。田保崎氏は、3月16日の書簡を榎本からペルー側への最後の回答としている(前掲、田保橋潔「明治五年の『マリア・ルス』事件(三)」、102～103頁)。しかし、これが誤りであることは明らかである。

<sup>93</sup>前掲、『日本外交文書』第8巻、384頁、明治8年2月27日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書明治8年2月16日付榎本武揚宛ジ・ア・ド・ラヴァレ書簡

<sup>94</sup>同前、384頁、明治8年2月27日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書明治8年2月16日付榎本武揚宛ジ・ア・ド・ラヴァレ書簡

<sup>95</sup>同前、388頁、明治8年2月27日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書明治8年2月19日付ジ・ア・ド・ラヴァレ宛榎本武揚書簡

<sup>96</sup>同前、388頁、明治8年2月27日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書明治8年2月19日付ジ・ア・ド・ラヴァレ宛榎本武揚書簡

<sup>97</sup>同前、395～419頁、明治8年4月5日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書。英文のみの修正済み答弁書のことである。

<sup>98</sup>同前、384～386頁、明治8年2月27日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書明治8年2月7日付ジ・ア・ド・ラヴァレ宛榎本武揚書簡。同前、390～391頁、明治8年3月14日付寺島宗則宛榎本武揚意見書附属書明治8年3月6日付ジ・ア・ド・ラヴァレ宛榎本武揚書簡。同前、437～440頁、明治8年4月5日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書明治8年3月4日付ジ・ア・ド・ラヴァレ宛榎本武揚書簡。同前、442～443頁、明治8年4月5日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書明治8年3月8日付ジ・ア・ド・ラヴァレ宛榎本武揚書簡

<sup>99</sup>ペルー公使のラヴァレは「不快」につき、代理として書記官に提出書類を持たせて出頭させていた(同前、198頁、明治8年4月10日付寺島宗則宛榎本武揚報告書)。

<sup>100</sup>同前、392～393頁、明治8年4月5日付寺島宗則宛榎本武揚報告書

<sup>101</sup>【附録2】参照

<sup>102</sup>榎本は後に、『『ペルー』国より魯帝江差出たる書類中には日本政府のために損を受たる金高として四拾八万円も望み候事杯も有之たる・・・』(加茂儀一『資料 榎本武揚』新人物往来社1969、285頁、明治8年6月20日付榎本武與、鈴木らく宛榎本武揚書簡)と述べている。

<sup>103</sup>前掲、『日本外交文書』第8巻、392～393頁、明治8年4月5日付寺島宗則宛榎本武揚報告書

<sup>104</sup>同前、448～449頁、明治8年4月11日付寺島宗則宛榎本武揚報告書

<sup>105</sup>前掲、拙稿「外交官榎本武揚と樺太千島交換条約—交渉とその評価」、13頁

<sup>106</sup>前掲、『日本外交文書』第8巻、451頁、明治8年6月6日付寺島宗則宛榎本武揚報告書

<sup>107</sup>同前、451頁、明治8年6月6日付寺島宗則宛榎本武揚報告書

<sup>108</sup>同前、455～458頁、明治8年6月20日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書

<sup>109</sup>同前、452～453頁、明治8年6月20日付寺島宗則宛榎本武揚報告書

<sup>110</sup>同前、451頁、明治8年6月13日付榎本武揚発寺島宗則宛電信

<sup>111</sup>加茂儀一編『資料 榎本武揚』新人物往来社1969、285頁、明治8年6月20日付榎本武與、鈴木らく宛榎本武揚書簡

<sup>112</sup>前掲、『日本外交文書』第8巻、454頁、明治8年6月29日付寺島宗則宛榎本武揚報告書

<sup>113</sup>日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』6、東京大学出版会、1969(復刻)、333～334頁、明治8年6月15日付岩倉具視宛花房義質書簡

<sup>114</sup>前掲、『寺島宗則関係資料 下』、467頁、明治8年10月9日付寺島宗則宛上野景範書簡

<sup>115</sup>明治8年6月20日付寺島旨則宛榎本武揚報告書附属書(「条約未済秘露国風帆船『マリア、ルーツ』号清国拐民攪載横浜へ入港ニ付処置一件 第七巻」、外務省外交史料館蔵、3門6類3項)

<sup>116</sup>榎本とジョミニーの対談内容は、前掲、『日本外交文書』第8巻、453頁、明治8年6月20日付寺島宗則宛榎本武揚報告書を参照。

<sup>117</sup>前掲、石本泰雄「明治期における仲裁裁判の先例(二)」70～71頁

<sup>118</sup>一連の榎本の謁見の様子は、明治8年7月20日付寺島旨則宛榎本武揚報告書附属書(「条約未済秘露国風帆船『マリア、ルーツ』号清国拐民攪載横浜へ入港ニ付処置一件 第七巻」、外務省外交史料館蔵、3門6類3項)を参照。

<sup>119</sup>ただし、事後処理としてマリア・ルス号の売却代金の処分問題だけはしばらく残された（前掲、石本泰雄「明治期における仲裁裁判の先例(二)」76～77頁）。

<sup>120</sup>明治8年2月7日、山口外務少輔は、仲裁裁判にかかる費用は日秘両国政府が負担すべきと指令した（前掲、『日本外交文書』第8巻、375頁、明治8年2月7日付榎本武揚宛山口尚芳書簡）。しかし、榎本はその必要はないと答えている（同前、449頁、明治8年4月11日付寺島宗則宛榎本武揚報告書）。もっとも、裁判に携わった人物には、後日本から勲章が贈られている（同前、478～479頁、明治8年12月21日付寺島宗則宛榎本武揚報告書付記）。

<sup>121</sup>これらの点については先行研究でも「仲裁契約とその問題点」という観点から指摘されている（前掲、石本泰雄「明治期における仲裁裁判の先例(二)」68～74頁）。ただ、本研究での指摘は、仲裁裁判の全貌を解明した上での指摘では無く、仲裁契約の分析によるところが大きかった。

<sup>122</sup>前掲、拙稿「外交官榎本武揚と樺太千島交換条約—交渉とその評価」、15頁

<sup>123</sup>「真心」の意

<sup>124</sup>前掲、『岩倉具視関係文書』6、368～369頁、明治8年9月5日付花房義質宛岩倉具視書簡

<sup>125</sup> 笠原英彦氏は、マリア・ルス号事件の仲裁裁判の好結果と樺太千島交換条約とに関連性があった可能性を指摘している（前掲、笠原英彦「マリア・ルス号事件の再検討—外務省『委任』と仲裁裁判」、133～138頁）。ただ、笠原氏本人も「外交史的視点からは、榎本による領土交渉と仲裁裁判との同時並行的調整工作について、さらに踏み込んだ検討が要請されていることを指摘しておきたい」と論文を締めくくっていることから分かるように、本格的に実証されているわけではなくあくまで「指摘」とどまっている。そして、現在に至るまでこの提言に応える研究は出されていない。そこで筆者は、笠原氏よりもさらに踏み込んで外交史的検討を加える。

<sup>126</sup> 日露の雑居地である樺太から日本に手を引かせる代わりに、ロシア領であるウルップ島を対称として日本に与えるという日本側には受け入れがたい強硬姿勢。

<sup>127</sup>前掲、拙稿「外交官榎本武揚と樺太千島交換条約—交渉とその評価」、10～12頁

<sup>128</sup>明治8年6月20日付寺島宗則宛榎本武揚報告書付属書（「条約未済秘露国風帆船『マリヤ、ルーツ』号清国拐民攪載横浜へ入港ニ付処置一件 第七巻」、外務省外交史料館蔵、3門6類3項）

<sup>129</sup>前掲、森田三男、N・Sキニャピナ「マリア・ルス号事件と露日交流の見直し（一六九七—一八七七）」、93頁

<sup>130</sup> 30年後の家屋税事件で日本は列強の術中にはまったが、最初の国際仲裁裁判では逆に仲裁国との利害関係を結果的には上手く利用できた可能性が高いと言える。